

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

編輯局報情

# 週報

號日三十二月六

昭和十一年十月十一日第三種郵便物認可  
昭和十八年六月十三日發  
行 (毎週一回水曜日發行)

最近の國際情勢

七月の常會の手引

大東亞建設へ總力を

東京都制の實施

道府縣市町村制の改正

新らしい地方制度

五錢

349號

週報は民翼賛の道しるべ

報

昭和十一年十月十一日第三種郵便物認可  
昭和十八年六月十六日發  
行 (毎週一回水曜日發行)



大東亞戰爭國債

國債・債券で  
さあもう一様  
もう一艦!



第九回 戰時  
貯蓄債券・報國債券

賣出 6月15日→30日

大藏省

内閣印刷局印刷發行

(本書の大きさは國定規格[A5]判)

臨時議會を通じて、雄渾なる大東亞建設の經綸は中外に宣言され、舉國決戰體制は一段と強化された

我々の直面する戦闘には波がある

東に西に、南に北に、大きくうねつた日本の波に、小さな打ち返しがあるのは當り前だ

我々はそんなことにはびくともしない

戦力の増強に、食糧の増産に、そして戦争生活の徹底に、

この試練を乗切つて、今我々は一路邁進しつゝあるのだ

戦争完遂へ、逞しき實踐あるのみである

### 週報

第三四九號  
六月二十三日

大東亞建設の大方針……………二

新しい地方制度……………三

市制・町村制の改正……………四

新府縣制及び北海道會法……………五

東京都制問答……………六

内務省

七月の當會の手引……………二四

最近の國際情勢……………二六

### 週日間誌

- 六月二十日(土)
  - ▽南太平洋方面陸海軍部隊の地上兵器裝束を大木營發給(二百八十機)を大木營發給表
  - ▽獨伊政府、アルゼンチン新政府を承認(六月二十日)
  - ▽帝國政府、アルゼンチン新政府を承認
  - ▽工場就業時間制限令撤廢に關する勅令案、工場法の戦時特例勅令案要綱を閣議で決定
  - ▽パンテラリア島島中守守備部隊、抗戰停止(六月二十日)
  - ▽陸軍航空部隊の衛隊攻撃(二十日、陸軍航空隊を大木營發給表)
  - ▽鈴木省察使、行政監察談を發表
  - ▽ビルマ訪日視察團入京
  - ▽日泰間通信約定なる(六月十九日)
  - ▽海軍航空部隊のルツセル島攻撃(二十日、三十三機)を大木營發給表
  - ▽第八十二回帝國議會に提出の昭和十八年度追加豫算案(總額計六億二千五百萬圓)を閣議で決定
  - 六月二十日(土)
    - ▽第八十二回帝國議會成立
    - ▽重要物資非常増産強調期間實施要綱を閣議で決定
    - ▽フィリピン訪日視察團入京
    - ▽在シリア英當局、トルコ國境を閉鎖(六月十六日)
    - ▽天皇陛下、第八十二回帝國議會開院式に行幸あらせらる
    - ▽車條内閣總理大臣、議會で演説を行ひ、フィリピンの獨立を闡明
    - ▽東條陸軍大臣、嶋田海軍大臣、議會で戰況を報告

臨時議會を通じて、雄渾なる大東亞建設の経綸は中外に宣言され、舉國決戦體制は一段と強化された

我々の直面する戦闘には波がある

東に西に、南に北に、大きくうねつた日本の波に、小さな打ち返しがあるのは當り前だ

我々はそんなことにはびくともしない

戦力の増強に、食糧の増産に、そして戦争生活の徹底に

この試練を乗切つて、今我々は一路邁進しつゝあるのだ

戦争(元寇)へ、逞しき實踐あるのみである

### 週報

第三四九號  
六月二十三日

大東亞建設の大方針……………二

新らしい地方制度……………二

市制・町村制の改正……………二

新府縣制及び北海道會法……………二

東京都制問答……………二

内務省

七月の常會の手引……………二

最近の國際情勢……………二

### 週日誌

- 六月十日(金)
  - ▽南太平洋方面陸海軍部隊を大本營發表
  - ▽地上火器戦果三十五日、陸軍三百八十一機を大本營發表
  - ▽獨伊政府、アルゼンチン新政府を承認
  - 六月十一日(金)
    - ▽帝國政府、アルゼンチン新政府を承認
    - ▽工場就業時間制限令撤廢に關する勅令案、工場法の戰時特例勅令案要綱を閣議で決定
    - ▽パンテラリア島箱中留守備部隊、抗戦停止
    - 六月十三日(土)
      - ▽陸軍航空部隊の衝鋒攻撃(平川、藤原十三郎を大本營發表)
      - ▽鈴木査察使、行政査察談を發表
      - ▽ビルマ訪日視察團入京
      - ▽日泰間通信約定なる
      - 六月十四日(日)
        - ▽海軍航空部隊のルッセル島攻撃(二月、三十三機動隊)を大本營發表
        - ▽第八十二回帝國議會に提出の昭和十八年度追加豫算案(一般會計六億三千万、特別會計十四億三千餘万)を閣議で決定
        - 六月十五日(火)
          - ▽第八十二回帝國議會成立
          - ▽重要物資非常増産強調期間實施要綱を閣議で決定
          - ▽フィリピン訪日視察團入京
          - ▽在シリア英當局、トルコ國境を閉鎖
          - 六月十六日(水)
            - ▽天皇陛下、第八十二回帝國議會開院式に行幸あらせらる
            - ▽東條内閣總理大臣、議會で演説を行ひ、フィリピン獨立を闡明
            - ▽東條陸軍大臣、嶋田海軍大臣、議會で戦況を報告

# 大東亞建設の大方針

今や時局洵ニ重大ナリ宜シク億兆一心全力ヲ盡シテ敵國ノ非望ヲ破碎スヘシ朕ハ臣民ノ忠誠勇武ニ信倚シ速ニ征戰ノ目的ヲ達成セムコトヲ期ス

大東亞戦下第三回目ノ臨時議會である第八十二回帝國議會の開院式に當り、兩院各員に下し賜はつた勅語に、畏くもこの御言葉を拜するのである。まことに恐懼感激の極みである。我々はひたすら聖旨を奉戴し、御奉公の誠を效すべき決意を新たにしたのであるが、東條内閣總理大臣も、その議會演説において、速かに戰爭目的を達成し、聖慮を安んじ奉らんことを深く期する旨の心情を吐露し、現下の時局に處する國民の決意を促すと共に、着々と具現しつゝある大東亞建設に對する政府の所信を中外に宣言した。

**滿洲國** 帝國を視るに親邦を以てし、帝國に對する物心兩方面の協力まことに大なるものがあるので、ます／＼その信倚に應へ、その健全なる發達にいよ／＼力を效さんとしてゐる。

**中華民國** 去る一月九日の對米英宣戰と共に、わが對支政策も一歩前進し、中華民國は今や完全なる自主獨立の國家として、帝國と相携へて新しい大東亞建設に大いなる實力を發揮せんとしてゐるのであつて、帝國はこれが興隆を心から祝福すると共に、今後いよ／＼これを支援するの決意を深くし、進んで日華間の條約に根本的な改訂を加へ、兩國の協力態勢に更に一歩を進めんとしてゐる。

**タイ國** 帝國は、同國が幾多の困難障礙を克服しつゝ、一路大東亞戰爭完全遂に邁進してゐるのに鑑み、同國との提携を今後いよ／＼密にし、同國の軍事、經濟、文化各方面に亘り、さらに一段の協力を效すことを深く期し、同國民多年の宿望にも鑑み、同國の發展のため新たな協力をなすの用意がある。

**ビルマ** すでに五月八日獨立準備委員會が結成され、着々と獨立準備の進捗しつゝあることは周知の通りで、日ならずしてその準備も完了し、歴史的榮耀の日の速かなることを強く期待する。

**比島** バルガス長官以下要路の人々が、身を挺して比島再建と、大東亞戰爭完遂協力のために努力し、一般民衆もまた逐次帝國の眞意を了解して、積極的に協力しつゝあり、帝國はこの際、さらに一歩を進めて、本年中に比島に獨立の榮譽を與へんとするものである。米國の不信なる支配の下に空しく獨立の幻影を遂つてゐた比島民衆は、大東亞戰爭勃發二ヶ年にも満たないのに、早くもこゝに多年の宿望を達せんとするに至つたのである。

**インドネシア** マライ、スマトラ、ジャワ、ボルネオ、セレベス等の現住民たるインドネシアは、皇軍の軍政下に營々として、協力の度を増大しつゝある。彼等は戰爭下においても、すでに現地皇軍の心からなる指導により従來の精神的壓迫より解放され、現に、教育その他各種の文化的恩恵に浴し、未だ嘗てなき希望に満ちた生活を營んでゐるのであつて、帝國はこの際更に進んでこれら現住民の念願に基づき、それ／＼の民度に應じて、本年中には原住民の政治參與に關する措置を逐次とつてゆく所存である。なかんづく、ジャワについては、その民度に鑑み、民衆の興望に應へて、能ふ限り速かにこれが實現を期せんとしてゐる。

**佛印** 佛印當局は複雑なる情勢の下に善處してゐるのであるが、帝國は共同防衛に關する日佛議定書に基つきいよ／＼緊密なる提携をはからんとしてゐる。

**インド** 帝國はインド民衆の敵たる米英の勢力をインドより驅逐し、眞に獨立インドの完成のためあらゆる手段を盡すべきを固たる決意を持つてゐる。しかして澎湃たるインド民衆の熱望は、必ずや實現せられ、米英勢力は驅逐せられ、インドの自由と繁榮のめたらされる日の遠からざることを信し、且つその一日も速かならんことを期待する。

このやうに、萬邦をして各、その所を得しめ、兆民をして悉くその塔に安んぜしめる我が帝國の大理想は、着々として大東亞の天地に具現せられ、「日本の大東亞戰爭完勝なくして大東亞の解放なく、新らしき大東亞の建設なくして、大東亞民衆の福祉なし」とする確信が澎湃として起りつゝあるたのもしき現實

と、わが雄渾なる建設の方針が宣言されたのである。

「御稜威の下、今や大東亞における帝國の戰略的必勝の態勢は、日に強化され、大東亞における巨大な資源は、急速に戦力化されつゝあり、正に米英の死命を制するものであつて、米英は今更ながら、その進展の急速なるに愕然とし、極力これを阻止妨碍せんことを期し、唯一の恃みとする物質力の全力を擧げ、しかも手段を選ばず、更にあらゆる策謀を廻らして頻りに反攻の氣勢を示すに至つた。」と總理の述べた如く、この大東亞の建設を目のあたりに見せつけられ、ばこそ、敵米英は焦燥を感じ、必死になつて反攻に出て來てゐることを知らねばならぬ。

敵米英は目的のためには手段を選ばず、至るところ平和を攪亂し、隨處に禍亂を擴大し、中立國を戦禍に捲き込みんと狂奔してゐるのであつて、我々もそれに處する態勢を整へねばならぬ。

今や内外の情勢はまことに重大となり、戦局はいよいよ苛烈となつて來た。この秋にあたり、我々一億國民は、擧げて皇民たるの本分を全うすべく、戰意を新たにし、戦場の將兵の心を心として、全力を盡して一路征戰完遂に突進するのみである。山本元帥の壯烈なる戦死、アツ島における悲壯なる玉碎は、我國民の胸を打ち、蹶起させずには置かなかつた。これ等の勇士あり、またこれらの勇士につゞくものあればこそ、大東亞戦争は必ず勝つのであり、また國難の加はる毎に、いよいよ燃え上る必勝の信念を以て、忠烈なる傳統の國民性の眞價を發揮してゐるのである。

敵國の非望を破砕し、大東亞、否世界の新秩序を建設せんとする征戰に必勝し、かゝる大建設に必成するためには、國の内外を問はず、如何なる妨害も、如何なる障礙も斷々乎として突破、克服せねばならぬ。我が國の生産の現況は、國民の熱意と努力とによつて、昨年末より著るしく改善増強の跡を示してはゐるが、政府はこの上とも官民一致、決戦態勢を強化し、敏速果斷に行政を運営すると共に、戦争遂行に直接關係のないものは、悉く中止または廢止し、戦勝の一途をめざして邁進せんとしてゐるのである。今こそ我々は、一億の總力を直接戦力の増強の一點に凝集して、貯蓄に、消費の節約に、食糧の確保に果斷なる實行あるのみである。

# 新らしい地方制度

内務省

## 市制・町村制の改正

### 狙ひは行政の能率化

問 市制町村制が改正され六月一日から施行となりましたが、こんどの改正の狙ひはどこなところにあるのですか。

答 市制町村制といふのは、國の自治組織の一番根本的な法規ですから、總動員關係の法規などと違つて、さうしばしば改正されるやうなものではありません。しかし支那事變から大東亞戦争の勃發をみるに至つた今日、市町

村の任務はますます重大になつて參り、防空にしても、食糧の増産にしても、國民貯蓄にしても何一つとして市町村の手を煩はさなければ立派な結果を期待することが出来ないやうな事になつてきました。このやうな重大な

市町村の任務を立派に成し遂げさせてゆくには、どうしても今までのやうな市町村の制度では不便であるばかりでなく、能率的でもないのです。こんどの改正はこの意味で市町村の職責を

能率的に十分に盡させるやうにするために行はれたのです。ですから一言でこんどの改正の狙ひは何かと尋ねられれば、「市町村行政の能率化である」と答へてよいと思ひます。

### 市町村長の選び方

問 こんどの改正のうちで市町村長の選任方法の改正が一番問題になつたさうですが、どんな風にかはつたのですか。

答 今までは市長も町村長も共に市町村會で選挙し、本人がそれを承諾すれば直ちに市町村長になれたのです。ところがこの方法では、必ずしも市町村内第一等の人物が選ばれないのみでな

く、市町村長、殊に市長などはいつも市會の意向を付度して仕事をしなければならず、一度市會との間に感情的な齟齬でも起れば、すぐその地位を失ふ危険があるので、なか／＼安心してその職責に邁進することが困難なのです。また町村長も町村内第一等の人物はだん／＼町村長になるのを喜ばない。側近な地位に立つのを嫌ふやうな傾向がみえたのです。そこでこのたびの改正では、市長でも町村長でも一番の適任者を、市町村と國家とが總がかりで探し出さうといふことにしたのです。

その具體的方法を市長の方から説明させよう。まづ内務大臣が三十日くらゐの期間を指定して市會から市長の候補者を推薦させる。内務大臣はその候補者が最適任者であると思へば、勅裁を請うて市長に選任する。若しその候補者が適任でないならば更に市會から候補者を推薦させ、最適任者を得る

やうにする。また若しも内務大臣が指定した期日までに推薦しなくてはならぬ。内務大臣は最適任者と思はれるものをあらゆる手段を盡して探し出し、これを勅裁を請うて市長に選任する。だいたい以上のやうな方法で市長が選任されます。

次に町村長の選任です。町村長は今まで通り町村會で選舉するのですが、たゞ選舉されればすぐ町村長になれるといふのではなく、さらに府縣知事の認可がなければいけないことになったのです。

町村長は府縣知事が認可するといふやうな區別をつけたのは何故ですか。

市と町村とは大分自治の實體が違つてゐます。市の行政は随分複雑で分量も多いのですが、町村は何んといつても純朴簡素な農民の集りです。従つてその長を選ぶ方法も市の場合に

は、相當國としても積極的に働きかけなければならぬが、町村の方はかへつて町村民の考へに委せた方がよい結果が得られる。たゞ、それだけではうまくゆかない場合もあるので、さういふ場合に適宜是正の出来る方法を講じて置けばよいのです。なほ大正十五年

前までは市長は市會で三人の候補者を選び、上奏御裁可を請うて決めてをりました。町村長は矢張り町村會で選舉し、府縣知事の認可を得て決めることになつてゐたのです。これらの事情や沿革などを考へて、こんどの改正でも市長と町村長との選任方法を區別したわけですね。

#### 市町村長の解任

議會の中心問題となつた點に市町村長の解任問題がありました。どんな場合に解任するのですか。

が著しく不適當であると認められる場合に解任するのです。それは次ぎの四つの場合です。

一、市町村長が別に處され、市町村民の信用を失つたやうな場合。

二、市町村長が就任後長い間病氣になりその職務を行ふことが困難である場合。

三、市町村會と市町村長との間が圓滿を缺き、市町村長を退職させた方が好結果を得られる場合。

四、右の三つの場合に準するやうな事由が生じた場合。

しかし解任権は傳家の寶刀ですから、濫りに振り廻すべきものではありません。大抵の場合には、事實上の監督の方法でよい結果が得られると思ひます。それが出来ないやうな場合に、最後の手段として行はれるのです。

問 解任の手續は……

答 市長の方は内務大臣が勅裁を仰いで解任し、町村長は府縣知事が解任す

ることになります。

#### 選舉手續の簡素化

問 こんどの改正の狙ひの一大目標は、能率化と簡素化にあるといふことですが、この線に關ふ改正にはどんなものがありますか。

答 それは市町村會議員の選舉手續や、異議の申立や、訴訟の裁決の手續を簡易化したり、市町村會の職務を整理したり、内務大臣や府縣知事の許可を必要とする場合を少くするなど、いろんな方面に現はれてゐます。

問 その市町村會議員の選舉手續が簡素になつたことについて、今少し詳しく話して下さい。

答 選舉手續のうちで一番大きな改正は、衆議院議員の選舉人名簿を市町村會議員の選舉に使用したこと、町村會議員の選舉に無投票當選の制度を認めたと、再選舉を行ふ場合を少

くした点などです。

先づ名簿の點から申しますと、今までは衆議院議員選舉の名簿も、市町村會議員選舉の名簿も、中味は餘り違はないのに、皆別々につくらなければならなかつたので、そのための手紙、紙、經費など相當大きな市町村の負擔となつてゐましたので、こんどは二重に名簿をつくることをやめ、衆議院議員選舉の名簿を市町村會議員選舉の名簿としても使ふことにしたのです。従つて府縣會議員の選舉にも使はれることになるので、同じ名簿が三度使はれることになるわけですね。

次に町村會議員の選舉に無投票當選の制度を認めました。無投票當選の制度といふのは、立候補した者の數と、選舉すべき議員の數とが同じ又はそれ以下である場合には、わざ／＼投票しても無駄であるから、候補者そのまゝ議員にすることを認めようとい



ふ制度のことです。この制度は今まで市會議員の選挙にだけあつたのですが、こんど町村會議員の選挙にも認めることにしたので。たゞそのため、今までは議員候補者の届出をしなくてもよかつたのが、今度から町村會議員の選挙に打つて出やうといふ者は、必ず議員候補者の届出が必要になりました。

その次には、再選挙をする場合を少くしたことです。即ち今までは當選人がたとひ一人だけ不足するやうな場合でも、補欠選挙と違つて必ず三月以内に再選挙をしなければならなかつたのですが、それを今度は原則として市町村會議員が欠け、その数が定数の六分の一を超えるやうな場合に限つて行ふといふことにしました。

### 異議の申立と訴願の裁決

問 異議の申立や訴願の裁決が簡単になつたといふのは……

答 今まで例へば市長が税金をかけて来た場合、それに不服があれば、先づ市長に異議の申立をし、市長は一定の期間内にその異議を市参事會にかける。市参事會はこれを決定するが、その決定に不服があれば府縣参事會に訴願し、その裁決に不服があれば更に行政裁判所に訴へ出るといふことになつてゐました。しかし、異議の決定でも訴願の裁決でも、近頃は専門的になつてきたので、平素實務にたづまはつてゐる市町村長、府縣知事またはその補助機関がやつた方が適任でありますし、また時としては、市町村會や府縣参事會にかけるために公正を失し、或ひは決定や裁決が遅くなる等の不利益があるのです。そこでこんどの改正では、異議の決定は市町村長が市町村會や市参事會にかけないで自分で行ひ、訴願は府縣知事に對して提起し、府縣知事自ら裁決するといふことにしたので。

問 分りました。ところで市町村會の職務についても整理が行はれたといひますが、その點はどうなのでせうか。

答 この點はいろいろありますが、主な事柄だけを申し上げます。先づ市町村會の職務についてですが、今まではおおよそ市町村のことは、事大小なくすべて市町村會の議決が必要だつたのです。しかしこの制度は、今日では随分非能率的ですので、こんどは市町村會は重要な事件として、特に書き上げられた事件だけを議決すればよいこととし、その他の一般の事件は、市町村長が自分だけで全責任をもつて行へば宜しいといふことになつたのです。なほ今までは、市町村會は市町村長の提出した豫算を更に増額して議決するところが、或る範圍で認められておりましたが、こんどの改正では、その弊害にかんがみて、これを認めないことにしました。また従来市町村會は市町村の出納

を檢查することが出来ましたが、これもその必要が認められないので廢止されました。そして市會については、このやうにその職務が少くなつた以上は、今までよくいはれた萬年市會、即ち一年中閉會をしないで開いてゐる市會も最早やその必要がなくなつたので、これをやめることとし、翌年の豫算を議決する通常會と、必要な事件があつたときに開く臨時會の二つの制度を認め、通常會は二十日(五大都市は三十日)、臨時會は五日をもつてその會期とすることにしました。

### 市町村會の議決事項

問 市町村會は特に書き上げられた事件だけを議決するといはれましたが、それはどんなものですか。

答 例へば條例、豫算、決算、使用料、手数料、加入金、市税、分擔金、夫役現品、基本財産、積立金、義務の負

擔、權利の拋棄、その他財務關係の規則などに關することです。

問 内務大臣や府縣知事の許可を少くしたといふのは……

答 今まで水道、下水道、電氣、ガス、鐵道、軌道、自動車、中央卸賣市場の使用料に關することは、特に内務大臣と大藏大臣の許可が必要であり、その他の使用料や二年度以上の期間に亘つて継続的の事業を行ふ場合に設ける繼續費に關することも、原則として府縣知事の許可が必要であつたのですが、これらと思ひ切つてこれ等のことは、一切許可を必要としなへことにしました。また國の行ふ事業または國庫から補助を受けて行ふ府縣の事業に對する負擔金に充てるため借入れる市町村債並びに國民學校の増改築、または國民學校の設備の經費に充てるため借入れる市町村債は、従来、原則として内務大臣及び大藏大臣の許可が必要でしたが、これも

今度からは府縣知事だけの許可でよいことになつたのです。

### 議員定数の限度

問 いつれも簡素化の趣旨からですね。ところでこんどの改正では市會議員の定数も減らされたといふことですが、これはほんとに減る市があるのですか。

答 今まで市會議員の数は、市の人口が増加するに従つて幾らでも増えてゆく仕組になつておりました。最低は三十人で抑へてありますが、最も多い方は現在東京市の百十二人、大阪市の百八人といふのがあります。このやうに議員の数が増えますと、つい「議長何番」といふ議會特有な議場心理が働いて、慎重に審議することが困難となり、議事の能率も下つてきますし、議員の責任感も弱まる傾向があるやうです。そこで今度、市會議員は今までのやうに無制限に増やさないことにし、東京都

議員の首人、府縣議員の最高九  
十人との割合をとりて八十人を限度と  
し、且つ議員数の増す率をからくした  
のです。この影響を受けるのは東京を  
別にすると大阪二十八人、神戶及び横濱  
名古屋八人、京都、神戸及び横濱  
（いづれも四人）の五大都市がありま  
す。

問 すると現在の議員はどういふことにな  
るのですか。

答 現在の議員は、その数がたとひ八  
十人を超えても、任期中はそのま  
までよいことになつてゐます。

### 市町村長の指示権

問 今度の改正では、各種施策の綜  
合計画化といふことがいはれてゐます  
が。

答 これは大變むづかしいことのやう  
ですが、われ／＼が日常生活を振りか  
へつてみれば、分ることです。この頃

は食糧にしても、貯蓄にしても、努力  
の問題にしても、いづれも中央でつく  
る一定の計畫に基づいて、末端の市町  
村でも計畫を作つて、これを實行に移  
すのです。ところが、甲の計畫と乙の  
計畫とが實は矛盾してゐるといふや  
うな場合がよくあるのです。そこで、  
それ／＼の市町村で自分の市町村の實  
際によく合ふやうな、足の地についた  
計畫を樹てなければ、眞に實效を収め  
ることが出来ません。かやうな、い  
はゞ、足の地についた計畫を作つて實行  
することが、即ち各種施策の綜合計畫  
化です。しからばこのはたらきは誰に  
やらせるかといへば、それは、農會で  
もなく、警防團でもなく、矢張り一般  
的な機能を持つてゐる市町村でなけれ  
ばなりません。こんどの改正では、こ  
のやうな考へから、市町村長に、市町  
村の團體等に對し必要な指示をなすこ  
とを認めました。また、參與といふも

のを置いて、市町村長の行ふ各種施策  
の綜合計畫化に對して意見を具申させ  
ることとしたのです。

問 市町村長に指示権を與へたのは、結構  
と思ひますが、若しその指示に従はな  
い場合はどうするのですか。

答 市町村長の指示に従はない團體等  
があれば、市町村長はその團體の監督  
官廳に對してその事情を申し述べ、適  
宜の措置を講じて貰ふやうに申請す  
ればよいのです。

### 參與制度とその任務

問 參與の構成は、どんなことになりま  
すか。

答 參與は、大體五人乃至八人位の人  
數となるでせう。町村會議員、産業經濟  
團體の代表者、その他の各種團體の代  
表者、その他の學識經驗ある者、例へ  
ば、國民學校長とか、篤農家とか、自治  
功勞者等から選ばれるでせう。

問 參與の任務と町村常會や委員會の任務  
との間に、何か重複する點があるやう  
な感じがしますが、どうでせうか。

答 先づ常會との關係を考へてみませ  
う。一言でいへば參與は、常會の幹部會  
、いふところでは、從つて、先づ參與會  
に附つて決定した事項を、こんどは町  
村常會にかけて一般に徹底させ、實行  
させるといふことになり、さうから、  
少しも重複するやうなことはありませ  
ん。また委員會との關係でも、例へば  
經濟更生委員會などで立案した事項  
は、これを更に參與會にかけ、その意  
見に基づいて、委員會で最終的に決定を  
するといふやうにすれば、少しも衝突  
するやうなことはないと思ひます。

問 市と町村とは參與の任務が多少違ふ  
やうに思ひますが……

答 その通りです。市でも小さい市は  
町村と同様ですが、大都市になります  
と、參與はむしろ市長の最高顧問とい

ふやうなことになると思ひますから、そ  
の數はいく／＼少くする方がよいと思  
ひます。參與は町村では必ず置くべき  
機關で、市では任意の機關となつてお  
りますが、これも市と町村とは、實情が  
違ふといふ點を考へたからです。

### 助役と収入役の選び方

問 こんどは、助役の選任方法も變つたの  
です。

答 さうです。今まで助役は原則とし  
て市町村長の推薦によつて市町村會が  
定めてゐたのですが、こんどは市町村  
長が府縣知事の認可を得て、これを選任  
することにしました。助役は市町村長  
の女房役で、これと一體不離のもので  
あるに拘はらず、從來、とかく兩者の  
間に圓滿を缺くことがあつたので、そ  
の弊害を改めやうといふわけですが、  
収入役の選任方法は……

問 これも今までは助役と同じでした

が、こんどは市町村長が市町村會の同  
意を得て選任することになりました。收  
入役は市町村長に對して獨立の地位を  
有してゐるので、市町村會の同意を得  
させることにしたので。

### 考査役の制度と委員制度

問 こんど出来た考査役とはどんなことを  
するのですか。

答 考査役は、市の行政の考査をする  
機關です。殊に市營事業の經營狀態出  
納事務等の考査がその主な仕事となり  
ませう。また監督官廳の命令によつて、  
考査役が市行政を考査し、その結果を  
報告するやうな場合もあります。

問 考査役は、どんな市に置かれるので  
すか。

答 考査役は、だいたい人口三十万以  
上の市、現在では、五大都市のほか川  
崎、福岡、廣島の三市に七月一日から置  
かれることになつてゐます。尤もその



ほかの市でも、審査役の職務を行ふ吏員を定め、その者に事實上審査役と同一の仕事させなければなりません。

問 審査役の選任方法は……  
答 審査役は、市長が市會に諮つて選任します。審査役は、収入役ほど市長から獨立した地位ではないが、しかもなほ或る程度獨立した職務を行ふものから、特に市會に諮ることを要件としたのです。

問 委員制度も變つたやうですが……  
答 委員は、今までは専門的な調査機關といふことよりも、むしろ市町村長の補助機關として市町村の事務の一部を擔任させ、市町村の公民をして自治行政になれさせようといふことがその目的でした。しかし今日はその必要が認められなくなつたので、市においては、全く専門的な調査をする機關にしました。たゞ町村においては、そのやうに徹底するわけにいかないので、町村長の補

助機關としての地位も認めてゐます。  
問 市の出納員とは何ですか。  
答 出納員は、収入役の補助機關で市長が有給吏員の中から任命します。その職務は、収入役の命を受け出納事務を掌るので、収入役から分掌された範圍の仕事については、その責任において収入支出をなすことが出来ま

す。大都市など獨立して金銭出納をせねばならぬ施設、(例へば動物園、市營圖書館、水泳場等)の多いところでは、大いに役立つことと思ひます。

### 國政事務の委任

問 次ぎにこんどは市町村に對する國政事務の委任も命令でよいことになつたといふことですね……  
答 さうです。今までは市町村や市町村の吏員に對して事務を委任するのは必ず法律か勅令でなければならなかつたのです。こんな面倒な手續をとつた

のは、委任事務が増えれば市町村の負擔がそれだけ増すといふことを恐れ

たからでせう。ですから、若しこの負擔を増加させないやう適切な方法があれば、命令で事務を委任させてもよいわけですね。こんどはおよそ閣令又は省令で、市町村又は市町村の吏員に事務の委任をする場合には、必ず内閣總理大臣又は各省大臣は、内務大臣に協議するやうにしました。内務大臣はこの協議を受けて財政上の適切な措置を講じて、市町村に負擔をかけないやうにします。かうして置けば命令をもつて事務の委任をさせても一向差支へないわけですね。

問 町内會・部落會の法認問題はどうか  
たのですか。  
答 町内會・部落會の法認問題は、大變やかましい問題でしたが、結局、次ぎの三つのことがらで規定されました。  
一 市町村長の許可を得れば、町内會、

部落會及びその聯合會は、自己の名をもつて財産を持つことが出来ること。  
二 市町村は町内會・部落會及びその聯合會の財産及び經費の管理並びに區域の變更に關し、必要な措置を講ずることが出来ること。

三 市町村長は町内會・部落會及びその聯合會の長をしてその事務の一部を援助せしめることが出来ること。

以上のことがらは町内會・部落會がこれからはすく立派に育つていくために是非とも必要であると考へられて、こんど特に法律の中に規定されたのです。

問 町内會・部落會が法制化されたため、町内會長、部落會長にどしどし事務を申し付けることになりはしないやうか。  
答 市町村長が町内會・部落會の長にその事務を援助させることが出来ることにしたのは、必ずしも何でもかでもこれ等の者に仕事を押しつけるためではありません。どうしてもこれ等の者に

援助して貰はねばならぬやうな事務について援助をして貰ふ意味であつて、その運用については、市町村長の側でも十分注意されることと思ひます。

### 北海道と樺太の市町村

問 北海道の町村はどうなつたのですか。  
答 北海道には今まで一級町村と二級町村といふ區別があつて、別々の勅令が出てゐましたが、こんどその勅令が廢止されて町村制そのものが北海道の町村に適用されることになりました。北海道の町村も一般の府縣の町村と同様に進歩してきたからです。尤も二級町村であつたものは今後も指定町村といふ名で當分残ります。指定町村だけは多少他の一般町村と異つてゐますが、大體、今までの二級町村の制度と同じです。即ち町村長は北海道廳長官、助役は支廳長が任免し、収入役は町村會の同意を得、支廳長の認可を得て

町村長がこれを選任することになつてゐます。  
問 樺太の内地編入に伴つて樺太の町村制も變つたと思ひますが。  
答 樺太の内地編入だけでは別に樺太の市町村に變化はありませんでしたが、こんどは市制町村制の改正で樺太市制及び樺太町村制といふ特別の法律が廢止され、その代りに一般の市制及び町村制が樺太の市町村に適用されることになつたのです。

しかし樺太には衆議院議員選舉法が施行されてゐないので、市町村會議員選舉のための名簿を別につくることになつてゐますし、また樺太は府縣のやうな自治團體でないこと、税制は特別の税制によつてゐることなどのために、府縣及び北海道の市町村と多少違つてをります。  
なほ樺太の町村の制度は、だいたい北海道の場合と同様の改正をみました。

# 府縣制及び北海道會法

問 市町村制の改正と共に府縣制と北海道會法の改正も行はれましたが、その改正の狙ひはどこにあるのですか。

答 府縣制は明治二十三年、北海道會法は明治三十四年に出来た相當古い法律です。この法律をこんど改正しましたのは、何分にも今日のやうな大戦争を完遂するには、今のやうな府縣制の仕組では能率を十分に擧げることが出来なかりでなく、また現に過去の實績からいつて、不便不利を生じてゐるやうな規定もありませんので、市町村制の改正と歩調を合せて改正することにしましたのです。

問 こんどは命令でもつて府縣に國家の仕事をやつて貰ふことが出来るやうになつたといふことですか……。

答 府縣は市町村と同じやうに、乗合自動車を経営したり(長野縣、砂利の採取をやつたり(埼玉縣)してゐますが、さういふ府縣だけの仕事のほかに、學校や圖書館を設けたり、農事試験場を設けたり、國家から頼まれて國家の仕事をやつてゐるのです。この場合に、今までは法律か勅令でなければ、府縣に國家の仕事をやつて貰ふわけにはゆかなかつたのですが、今度の改正では、そのやうな鄭重な手續がなくても、閣令や省令で國家の仕事をやつて貰ふことが出来るやうにしたのです。その代り、府縣がそのために要する費用は、國家から特に心配してやることにしました。

問 府縣議員の数はどんな場合になりますか。

答 市會議員の定員を八十人、東京都府縣議員の数はどんな場合になりますか。

問 府縣議員の選挙手續も簡便になつたといふことですか。

答 市町村會議員の選挙の場合と同様、その抽籤選挙や再選挙等について大分簡素化されました。

問 府縣議員の選挙手續も簡便になつたといふことですか。

答 市町會議員の選挙の場合と同様、その抽籤選挙や再選挙等について大分簡素化されました。

問 府縣議員の選挙手續も簡便になつたといふことですか。

答 市町會議員の選挙の場合と同様、その抽籤選挙や再選挙等について大分簡素化されました。

問 府縣議員の選挙手續も簡便になつたといふことですか。

議會議員の定員を百人にするのと調子を揃へて、その中をとつて九十人を選べることにしました。(前項、市町村制参照)

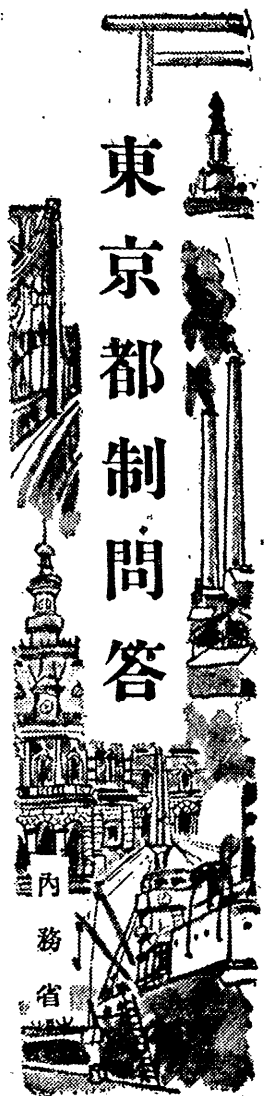
問 こんど府縣議員の郡部の選挙區を地方事務所長または支廳長の管轄區域にしたといふことですか……。

答 今日では郡が府縣議員の選挙區です。ところが昔の郡長に代るべき任務を持つた地方事務所が昨年からは出来、また交通不便なところには支廳が出来てゐるので、市以外の郡部は、皆いづれかの地方事務所長または支廳長の管轄區域に入つてをりますし、地方事務所も支廳もだいたい郡毎にあつて、今と大きな違ひはないので、昔郡長の管轄した區域を選挙區としたやうに、地方事務所長または支廳長の管轄區域を選挙區としたのです。その結果、全國八百十九の選挙區が八十四減つて七百三十五になる勘定です。

問 府縣議員の選挙手續も簡便になつたといふことですか。

答 市町會議員の選挙の場合と同様、その抽籤選挙や再選挙等について大分簡素化されました。

問 府縣議員の選挙手續も簡便になつたといふことですか。



### 帝都行政の一元化

問 帝都制を實施することになったのですか、まづその趣旨からお伺ひしたいのですが……

答 今回の都制實施の趣旨は、次ぎの三點に要約することが出来ます。すなはち、その一つは帝都たる東京に眞にその國家的性格に適應した確乎たる體制を確立すること、その二は帝都における従来の府市並存の弊を是正解消して、帝都一般行政の一元的にして強力な遂行を期すること、その三は帝都行政の運営について、根本的刷新と高

度の能率化とを圖ることです。

問 一元的に強力なものにするといはれませんが、例へば今まで二元的であつたために、どんな不便があつたのですか。

答 まづ府市並存の實情を述べてみますと、東京市は面積において東京府の二十六パーセント餘を占めてゐるに過ぎないのですが、人口においては東京府人口の九十二パーセント餘に達してゐます。府税についても、東京市の區域から徴收されるものが全體の九十七パーセント餘です。また府會議員の定数は百十二人ですが、そのうち

ち東京市の區域から選出されるものが百三名といふ有様です。

従つて東京府の行政といふものは、實際においては殆んど東京市を對象として行はれてゐたといつても過言ではないわけで、かやうに殆んど同一の地域に、東京府と東京市といふ同様の性質の地方公共團體が二重に並存してゐたのです。

そこで教育、衛生とか社會事業、土木といふやうな各種の施設、事業が、府市それらの立場から獨自の見解に基づいて行はれる結果、その間に自ら密接な連絡を缺き、統一を期し得られな

いものあつたことは、やむを得ないところですが、このために府市の施設、事業等の重複するものが非常に多く、經費とか人員の點において相當整理節約の餘地があるわけです。

また一般市民に與へる不利不便も少くありませんでした。例へば、生活必需品の配給についてみても、區役所が府の直接の手足ではないといふやうなところに、いろ／＼と徹底圓滑を缺く事情がありました。

市内の道路、河川等も、府知事の管理するものと市長の管理するものとが錯雜してをりまして、これが使用や工事の許可を受けるのにもいろ／＼と不便がありました。その他これに類した例は非常に多かつたのです。

### 大東亞戦争と都制

問 二元的なものを是正して一元にしたわけはそれで分りましたが、では、都制の實施と大東亞戦争とはどう結び付

いてゐるのですか。

答 帝都たる東京は、我が國の政治、經濟及び文化の中心でありまして、この行政の成績の擧がると否とは、國家的に影響するところ頗る多大なるものがあります。元來、東京都制實施の必要は古くから洽く世間に認められて來てゐたのでありまして、これが今日まで實現をみなかつたのは、その内容、特に都長の官公選の問題について、關係方面の意見の一致をみるに至らなかつたためです。

しかし大東亞戦争が始りましてから、大東亞建設の本據としての東京の國家的重要性といふものは、劃期的に増大し、まことに未曾有のものとなりました。従つて本當に帝都の行政の成績を擧げることが必要になつて來たのです。しかも現在、帝都におきましては、民防空の強化、生活必需品物資の配給、水道、交通等の事業の運営の確保、清掃問題の解決等々、國民生活

の明朗且つ強力化を圖るために、緊急に強力に實施することを必要とする問題が澤山あります。そこでこの際、眞に帝都の性格に適應する確乎たる體制を確立して、帝都一般行政の一元的にして強力な行政機構を確立し、あらゆる場面に對應して帝都行政の萬全を期するため今回急速に東京都制を實施されることになつたのです。

### 東京都の性格

問 ところでいよ／＼七月一日から實施される都の性格はどうなのですか。市よりも府縣に近い性格を持つとも思はれるのですが……

答 東京都は東京府と東京市を廢して、東京府の區域によつて設けられる地方團體です。従つてそれが國に直屬する最高の地方團體であるといふ點では、これは府縣の性格に類似してゐる。しかし同時に、東京市を廢して東京市に代るべき團體として設置された

といふ點から考へれば、これは市と同様の性格のものでなければならぬ。そこで彼此いろいろ研究しました結果、東京都制は大體において東京都と市と同様の性格のものとして、都公民その他の事項についても、市として市の制度に準じて規定が設けられてゐるのです。

問 東京都になると、今までの區や府下の市町村はどうなるのですか。

答 東京市の區は、これは新しい東京市の區として、大體いまの區に準じた制度によつて區が出来るわけですが、今、今の東京市の區域と三多摩その他の區域とは、ご承知のやうに實情に相當相異がありまして、いま直ちに三多摩に區制を布くといふことは適當でありませぬので、當分の地方は、概ね従来のまゝ市町村を存続させることになりまして、たゞ名稱が今までの東京府の市町村であつたものが東京都の市町村といふことになつてゐます。

### 都議會と都議會議員の選舉

問 都制になると、都の議決機關として都議會が置かれるわけですが、その議員の定數、選舉方法、議員の資格、任期、衆議院議員との兼任問題、議決事項、それから都議會の開會時期と會期等について一括してお話願ひたいのですか。

答 都は府縣や市町村と同様、地方公共團體ですので、矢張り議決機關が必要なわけですが、そこで都議會並びに都參事會といふものを設けることにしたので、都議會の議員定數は百人です。従来東京府會議員の定數は百十二名、東京市會議員の定數は百八十名でありまして、合計三百名近く議員が置かれたわけですから、議員定數は現在の約三分の一に減少されたといふことになりまして、

都議會議員選舉の方法、議員の選舉權、被選舉權といふやうなもの關係

は、大體今までの府會議員の選舉の場合と同様です。議員の任期は四年で、これは都の名譽職といふことになつてゐます。次に都議會議員は、衆議院議員を兼ねることを得ないものとされてゐます。今までの府會議員は衆議院議員を兼ねられなかつたのですが、市會議員はこれを兼ねることが出来るので、市議會はこれに準じて設けられてゐるのです。しかし東京都は府縣と同様、國に直屬する最上級の地方團體ですから、都議會議員は府縣會議員と同様、衆議院議員を兼ねることができないものとしたのです。

都議會の議決事項は都制の中に列挙され、都政上の重要な事件はすべて都議會で議決することになつてゐます。この都議會は通常會と臨時會となつてゐて、通常會は年一回、三十日以内の會期で開き、臨時會は必要のありまゝ毎に、七日以内の會期で開くことになつてゐます。

都議會の開會時期は、法律には別に

定めてゐませんが、だいたい各府縣會の通常會の開會時期が、實際上、十月から十一月になつてをりますし、また東京都の最初の都議會議員選舉も、大體九月か十月に行はれることになつて、十月か十一月には都議會の第一回の通常會が招集される運びになると思ひます。

### 都參事會とその權限

問 都參事會はなぜ設けられるやうになつたのですか。又その參事會員の資格や定數は……。

答 現在、府縣や市には府縣會や市會のほかに副議決機關として府縣參事會、市參事會が置かれてゐますが、都にもこれ等と同様に都議會のほかに都參事會が設けられた次第です。

都參事會員は都の名譽職でその定數は十五名です。參事會員は都議會で隔年その議員の中から選舉することにな

つてゐます。

問 參事會でとり上げる問題はだいたいどんなものですか。

答 參事會の權限については、都制の中に、

(一) 都議會の權限に屬する事件でその委任を受けたものを議決すること、(二) 都議會閉會中、重要事件を除くほか都議會の權限に屬する事件を都議會に代つて議決すること、(三) 都議會が成立しないとき、招集に應じないとき、議員の除斥のため會議を開くことの出来ぬとき、又は都長官が都議會を招集する暇なしと認めるときに、都議會の權限に屬する事件を都議會に代つて議決すること、(四) 都に係る訴訟、訴訟及び和解に關する事項を議決すること、(五) その他法令によつて定められた事項

といふことに定められてゐます。

問 都議會の招集は都長官の意思によつて行はれるのですか。

答 さうです。但し議員定數の三分の一以上から會議に付すべき事件を示し

て、臨時會招集の請求があつた場合は、都長官はこれを招集しなければならぬことになつてゐます。

### 都長官と都次長

問 都長官の資格と權限、これは従来の市長や府知事といふ風に變つてゐますか。

答 今回の都制實施の眼目の一つは、二府市並存の弊を是正して、一元的機構の下に、強力に帝都行政を運営する點にあるのですから、都長官は、都知事と市長との權限を合せ行ふものでなければならぬのです。従つて今回、東京都官制をもつて従前の府知事と同様、國の行政官廳としての都長官の權限を定め、東京都制において地方團體たる都の理事者として、従来の市長及び府知事に代るべき職務權限が規定せられたのです。

これによつて都内の一般行政事務は、國の事務も地方團體たる都の事務も、都長官が合せて一元的に處理する

ことになつたわけで、その職務権限は非常に廣大なものとなりました。このやうに都長官の職責は極めて重大でありますし、また大東亞の首都たる帝都の代表者でありますので、貫録のある立派な人がなることが必要です。これ等の事情が考慮されまして、特に親任官をもつて充てられることになつたのです。

問 都長官の補佐役として都次長を置かれるやうですが。

答 勅任官の東京都次長一人を置くことになつてゐますが、これは他の府縣と異なり、東京都の事務は非常に大で複雑多岐に直りますし、また都には官吏と吏員とで一万数千の職員がゐるので、都長官の補佐役として、次長を置くことを特に必要と認めたいのです。

### 都の部局とその仕事

問 都長官の下にどんな部局が置かれ

答 東京都の機構は長官官房のほか民生局、教育局、経済局、計書局、防衛局、交通局、水道局及び港灣局の八局が置かれ、この官房及び各局にそれぞれ課が置かれることになつてゐます。官房及び各局で擔當します仕事は、

- (一) 官房は、職員を進退及び身分、文書、統計、財務、會計、考査等に關する事項、
- (二) 民生局は議員選舉、市區町村等の監督、國民貯蓄の奨励、保健衛生、社會事業その他國民生活の保護指導に關する事項及び他の主管に屬せざる事項
- (三) 教育局は神社、教育學藝、宗教及び兵事に關する事項、
- (四) 経済局は農工、商業、水産、物資の配給及び物價の統制並びに度量衡に關する事項、
- (五) 計書局は都市計畫、土木、公園、綠地及び土地收用に關する事項、
- (六) 防衛局は防務、建築及び警備に關する事項、
- (七) 交通局は交通に關する事項、
- (八) 水道局は水道及び下水道に關する事項、
- (九) 港灣局は港灣

に關する事務です。

問 警視廳から建築關係の事務が移されるやうですが……

答 建築行政は現在の事態について考へてみると、今までのやうに保安その他の警務取締の面にとどまらず、積極的に防空都市を建設するといふ方面に重點を置いて運営してゆかねばならぬし、また建築資材の配給等の行政と一つところで総合的に行政と一つで、土木建築的の防空施設や、一般物資の配給を擔當する都廳の方へ移すことが適當であると考へたからです。

問 すると今後建築の出願等は都廳の方にせねばならないわけですね。

答 さうです。今まで警察署に出してゐたものは、區役所の方に出すことになりません。

問 建築のほかに何か警視廳から都廳の方へ移管されるものがあるのですか。

答 防空行政について、都廳と警視廳との間に若干事務の配分の調整が行は

れることになりませう。

### 新しい區の性格

問 新しい區の性格について簡単に話願ひたいのですが……

答 これまで區は財産及び營造物に關する事務のほか、法令によつて直接委任された事務を處理するものとなつてゐたので、法令によつて直接區に委任された事務は一件もありませんでしたし、また區は課税権も起債権もありませんので、これに直接法令で事務を委任することは不適當なので、ここではこれを改め、區は財産及び營造物に關する事務のほか、都條例によつて區に委任された事務を處理するものとなりました。

一方都の區は、従来の東京市の區と同様、基礎的な地方團體ではないのでありまして、區公民といふやうな制度もなく、またその権能も弱く、獨立の課税権や起債権を認められてはをりませ

ん。區に必要な経費は、その財産から生じます収入、營造物の使用料、その他の法令によつて區に屬します収入をもつて充て、なほ不足のときは、都費をもつてこれに充てるといふことになつてゐます。従来の區におきましては、一區平均豫算は八百万圓餘、しかもその歳入の約七割は市からの財政交付金に仰ぐといふ状態でした。

### 區役所と區會

問 區役所はどうなりますか。何か今までと變るところがありますか……

答 帝都の第一線行政機關として、區役所は大いにこれを整備擴張、充てねばなりませんので、これまで、區長は市吏員であつたのを、相當地位の高い官吏である東京都書記官をもつて充て、また必要な人員を配備して第一線行政の徹底と、その敏捷適實な遂行を期さうとしてゐます。

問 區會については議會で修正があつたやうですが……

答 區には議決機關として區會を置きます。これは従前の東京市の區と同様です。たゞ今度の都制では、その職務權限等に照して議員定数を現在の區會議員定数の約半分に減少しました。政府の原案においては、區會議長は、官吏たる區長がこれにあたることになつてをつたのですが、衆議院において、區會議長及びその代理者は、區會において議員中よりこれを選舉する」といふことに修正し、貴族院においてもこの修正通り議決されました。この修正の理由は衆議院本會議における特別委員長の報告によりますと、三點あります。

その第一は、自治の本義に鑑みて、區會の議長は區會議員によつて選舉することが當然であるといふこと、第二は區會議員の定数が少くなつたから、可否同数といふ場合が相當多いと豫想される。さうすると官吏たる區長が區

會の採決をすることになつて、結局、官吏の意思が區會の意思になつてしまふ。これは自治の本義に違ふといふこと、第三は東京の各區長は、都政の第一線にあつて、直接區民に接觸する職務であつて、非常に複雑多忙である。従つて、もし原案の如く區長が區會議長となり、區會の統率に力を注ぐといふことになる、本來の區長の行政執行事務がやゝもすると疎になりはしないか、といふやうな點から、區會代表者は別に設けて、これと區長と協力して翼賛の誠を盡すことが、機構としてよいといふことであつたのである。

なほ、區會議員は都の名譽職で任期は四年です。その選挙の方法は大體これまでの區會議員と同様です。

### 都民生活への影響

問 次ぎに都民に與へる影響についてお

伺ひたいのですが、まづ生活必需品の配給等はどうかですか。

答 都になれば、他の府縣や警視廳との連絡もよくなり、帝都の物資の供給は促進されるし、また配給上にも不正行為等の生ずる餘地が非常に少なくなつて、この點は相當改善されませう。

問 屎尿の取扱いの問題になつてをりますが、これらの點はどうかですか、また病院などは……。

答 屎尿の問題は今まで東京市がやりました、府は監督官廳であつたわけですが、今度は都が自ら責任をもつて清掃の仕事をやることがなるわけ、この仕事は相當強力で執行されるやうになるでせう。殊に現在、帝都の清掃問題の解決には、隣接府縣との交渉が相當あるので、かういふ點は官廳たる都廳が擔當してゆくことになる、従来より、よほどやりよくなると考へてをります。

問 病院については、今まで府立の病院

もあり、市立の病院もあつて、これらの中に連絡がなかつたのですが、今後は統一して運営されるやうになりますから、各病院の機能を一層發揮させることが出来るやうになると考へます。

問 防空については……。

答 これについても都制の實施によつて府市の統合と、區役所の整備充實が行はれます結果、防空上必要な都市構造成事業が総合的に進められるやうになること、防空設備資材の整備が促進されること、空襲時における救護、避難、待避、罹災者救助、應急復舊及び復興等の防空に關し必要な各般の業務が整備強化されること、防空施設に對する重點的財政運用をなし得るに至ること等によつて、各般の防空業務は大いに整備強化されるものと考へてをります。

問 次ぎに教育についてはどうかですか、都立一中になるのは府立一中か市立一中

といふやうな問題も起るわけですが、帝都における教育行政の刷新向上を圖することは非常に重要で、そこで今回は視察陣の整備強化を圖りまして、従来府には視察官一人、視察九人しかゐなかつたのを、一躍、視察官を二十一人、視察を四十一人と、きはめて大量に増員することにしました。その他教育行政に對しては今後大いに力を入れられることと思ひます。

なほ従來の府立の學校、市立の學校が合して東京都立の學校になるわけですから、お尋ねのやうにこれらの學校については、名稱が抵觸するといふ問題も起りますが、この點については後に設置された方の學校の名稱を適當に変更することになる筈です。

問 交通はどうですか、例へば市電など……。

答 交通の關係も従來は東京市が經營して、府は大體においてこの監督をやつてをつたのですが、今度は東京都自ら交通行政の監督と、これまで市の經營

してゐた事業の實際の運営をやることになるわけ、相當仕事はやり易くなりますから、交通施設の整備向上等の上にもよい効果があると思ひます。

問 市電は都電、市バスは都バスといふことになるわけですね、ところで上下水道は、都の水道局に一元化して經營されることになるのですか。

答 さうです。

問 土木關係はどうなるのでせう……。

答 今までの市の土木局でやつてをつた仕事と、府の土木部の仕事のうち港灣關係を除いたものを合せて、今度は都の計畫局が「元的」にやつてゆくことになるのです。今までは道路、河川、港灣等の土木諸施設について府知事の管理するものと、市長の管理するものと相錯してをつて、相當不便がありました、今後はこれが一元化されることになり、今後はこれが「元的」に行はれることになり、今後はこれが「元的」に行はれることになり、今後はこれが「元的」に行はれることになり……。

答 地方税負擔は實質上これまでと相違ありません。東京市の區域では、府税と市税がなくならず東京都税だけになります、その税目と課率は今までの府税と市税と合せたものによります。三多摩と島嶼の地域では、従来通り各市町村税が徴收され、今まで府税として徴收されたものが都税として徴收されることに變るだけです。

問 町内會と都の關係はどうなるのですか。

答 その點については今回の都制の中にも町内會・部落會及びその聯合會について、簡潔な一箇條の規定を設け、區長が町内會・部落會及びその聯合會の財産及び經費の管理並びに區域の變更に關して必要な措置を講ずることが出来ることにし、また區長は町内會・部落會及びその聯合會の長をして、その事務の一部を援助せしめ得ることとしました。





# 最近の國際情勢

## 反攻作戰主題のワシントン會談

米英側が攻めあぐんだチヌンジア作戦がやつと一段落つくや否や、手柄を立てたやうな氣持になつた英首相チャーチルは、五月十一日、參謀總長ブルック、軍令部長バウソ、空軍司令官ボークス、インド方面總司令官ウエーヴェル、その他軍首脳部を引具して、米國大統領ルーズヴェルトの機嫌を伺ふべく賑やかなワシントン詣でをしました。いはゆるル・チ第五次會談であります。これと前後して前駐ソ大使デーヴィスは、大統領の特使として密書を携行して、モスクワに赴き、ソ聯の駐米大使リトヴィノフもまた歸國しました。が、時を同じくして在支米軍司令官スチルウェルと在支米空軍司令官シェノールトも、急速ワシントンに馳せ参りました。

始まり、これと並行して米英軍事専門委員間に協議が行はれ、二十五日のルーズヴェルト、チャーチルの共同記者會見の發表の行はれた後、チャーチルは月末、米國を去りました。この間、カナダ首相キングの訪米、モスクワにおけるコミンテルン解消の發表、或ひはワシントン太平洋戦争會議の開催等、いろ／＼と政治的な動きはありましたが、會談そのものは、あくまでも日獨伊の鐵壁陣の脅威を痛感する米英が、如何にしてこれに双向ふかといふ米英兩國の苦惱の作戦協議に終始したとみられます。

側軍當局をして、米英の作戦企圖の判断を誤らせたいといふ希望も、多分に手傳つてゐるものとみられます。

會談の成果に關する唯一の公式發表とみるべき五月二十七日の白犀館の聲明書は、たゞ單に「米英混合參謀首脳部は全戰線における將來の作戦に關し完全なる意見の一致をみた」と述べてゐるのみであります。また、十九日にチャーチルは米國上下兩院議員に對して演説を行いました。一時間の長廣音の大部分は、大東亞戰爭勃發以來チヌンジア作戦に至る間の戦況報告で費しましたが、要點は

(一) 米英側今後の問題は、兵力の増強とか軍需品の増大よりも、現在の兵力や軍需品を各戰線に如何に配置するかにあるが、如何なる戰線に重點を置くべきかを決定するのは、論じ易く、行ひ難い

注がなければならぬ。そのためには獨本土の爆撃をますます強化する決心である。

(二) 尤も對獨對日反攻を同時に開始してならないわけではない。これまでも大西洋方面は主として英側、太平洋方面は米側の分擔區域となつてゐたが、今後の對日反攻の強化に當つては、英國も米國に全面的に協力するに吝かでない、日本本土の爆撃には英機も参加する

(三) 反攻作戦は可及的速かに實施しなければならぬ。月日がたつにつれて、民主主義國には種々の故障が生ずる虞れがある

ざるを得ないところでありませう。ワシントン會談を終へて歸途に就いたチャーチルは、北阿に立寄り、本國から飛來の外相イーデン、米參謀總長マーシャル、米英現地軍司令官等と再び協議を重ねましたが、六月八日には下院において報告演説を行ひ、

「ワシントン會談で米英間に完全な意見の一致を見、いよいよ大規模な水陸兩面作戦の機が熟した。かくして戦争の主動性は米英側に移つたのであるが、前途は多難である。」

と述べてをります。一方、報道陣は歐洲大陸進攻作戦の米英側總司令官入選の下馬評とか、上陸地點とかを、まことしやかにあれこれと報道し、また、太平洋方面においても米英軍首脳部の動靜等を頻りと傳へてゐます。が結局、六月九日附のニューヨーク・タイムスも告白してゐるやうに、神經戦は兩刃の劍のやうなもので、單なる掛辭のみに終

ると、かへつて自國側の土氣の弛緩と意外の障礙とを惹起するものであります。

### 相變らず内紛を續ける 北阿叛逆佛人委員會

五月中旬、チュニジア作戦が終了するや、従來から佛本國に反抗を續けて來たドゴール、ジローの二派は、互に反目し合つてゐたが、やつとこのことで和解し、兩名は久しぶりで會合、協議の結果、六月三日に七名から成る佛國民解放委員會といふ名前の二派合流の委員會を樹立し、アルゼリア市を本據とし、稱軸國の非占領地である全佛國領土を支配しつゝ、米英軍に加擔して佛本土の奪還を計るといふ名目を立てることにしました。

佛國が本國と植民地とに分裂することは、まさに悲劇であります。その植民地においても前述の通りドゴール

派とジロー派とは對立を續けて來ました。ドゴール派は昭和十五年、フランスの降伏當時、陸軍次官として渡英中のドゴールがダンケルクから敗走の佛軍を他の糾合して、フランス國民委員會を作つて、ベタン元帥の和平政策に反抗を續けて來たものであります。

またジロー派は、昨年十一月月上旬、米軍北阿大陸の際、蹙返りを打つたダラン麾下の佛植民地軍を中心とするもので、その後ダランは暗殺され、獨軍捕虜收容所から脱出した元佛軍司令官ジローが後繼者として戦争委員會を作り、米英軍の北阿作戦に加擔し、米軍當局の後援によつて盛上つて來たものであります。

その後兩者の合流は幾度か企てられながら失敗し、四月上旬、ドゴールがロンドンから北阿に飛來し、ジローと直接交渉による大同團結を計らうとした際は、米英軍總司令官アイゼン

ハウアーからの軍事上の理由による干渉のため無期延期となり、その代り前シリア總督カトルーがジローの代理としてロンドンに赴き、ドゴールと打合せを遂げ、漸く今回の委員會の設立となつたのであります。

兩者の對立する原因は、戦略上の意見とか、平和克服後の佛國再建政策といつた根本的なものといふよりは、むしろ功罪論乃至は感情論、合作後の叛逆軍内における地位争奪といつた利己的名譽心等に基づくものが多いのであります。

従つて折角でき上つた委員會の今後の運用にも、摩擦支障が多いのは當然で、委員長は差當りドゴールとジローの交代といふことで、委員は前述の七名からその後十二名に増員し、兩派同數に致しましたが、顔觸れはドゴール派の方が有力といはれてをり、また、いはゆる雜軍と稱してドゴール

は叛逆軍に反對的立場をとつた植民地軍の徹底的彈壓を主張してゐます。

更に改組後の叛逆軍司令官と國防相の位置は争奪的となり、ジローがその兼職を主張するため、早くもドゴールはジローに口もきかぬと傳へられ、カトルーの奔走で漸く兩者の分裂を防いでゐるといはれる有様であります。

以上のやうな二派の對立は、更に對米英關係で激化されてゐます。即ち米側と渡りをつけたダランが暗殺されて以來、北阿政治問題は米英の鬼門となつてゐます。これは英側としては、ロンドンに本據を有するドゴール派を見棄てることは出来ず、米側は實力を有するジロー派を支援する、といつた單純な動機だけでなく、北阿經濟開發といふ利権問題、更に地中海アフリカ大陸政策といふ深い魂膽も含まれてゐるのであります。

従つてチュニジア作戦終了後、佛本

土奪還のため編成された佛軍に對し、米國が自由のためと稱して兵器贈與式を開催したり、避難民救済のためと稱して北阿住民に食糧を配給し、また米英軍は佛植民地軍と肩を並べて佛本國に進攻すると宣傳してゐますが、佛國民同志をして相打たしめ、見苦しい叛徒の内紛を続けしめるのみで、まことに浮ばれぬのはフランス人です。

### アルゼンチン革命を 繞る新政府承認問題

六月四日早曉、南米アルゼンチンに陸相ラミレス將軍を首謀者とする革命が勃發し、大統領カスチーヨは砲艦ドラモンド號でラプラタ河に避難して、革命軍の領壓に努めましたが、革命軍は四日中にラウソン將軍を首班とし、ラミレス將軍と第一師團長カルロス・パッシー將軍から成る臨時軍事政府を樹立、翌五日、カスチーヨ大統領

領はウルグアイに上陸して正式辭任し、ラウソン自ら新政府の首班となりました。

ところが臨時政府の役割も終り、且つは諸政策に關する閣内の困難もあり、六日夜ラウソンは藏相ロサ、法相カルデロン、外相マルチネスと共に辭職するに至り、七日、今回の革命の大立者たるラミレス自ら首班となり、副大統領スエイロ提督、外相ストルニ提督、陸相ファレル將軍、藏相ガリンドス將軍等から成る新政府が組織され、同夜就任式を舉行すると共に、内治外交政策を闡明し、國內事態も次第に平靜に復するに至りました。

アルゼンチンは、チリーと共に昨年一月のいはゆるリオ會議における對極軸國斷交勸告にも盲従せず、よく獨自の中立政策を堅持して參りました。去る一月、遂にチリーが米側の壓迫に屈服した後は、米側の壓迫はますます

を予強化され、時には米國の經濟的恫喝を受け、または亞細は米洲防衛協定に違反して、樞軸國の謀報活動を黙認してゐる等と非難も受けてゐました。

ところがアルゼンチンは、米國の威光も餘り及ばぬといふ地理的條件から、ブエノスアイレスを「南米のバリ」と稱し、米國の野暮さ加減を蔑視する國民的教養と自負心を持ち、莫大な額に上る鐵道、ガス、水道その他の公共事業關係投資の大部分は英國が占め、小麦、肉類等の主要輸出品が歐洲市場で米國品と競争的立場にあるといつた經濟的理由等が加はつて、米洲の暴君米國も對亞政策には手を焼いて來ました。

そこへ今度の革命が起つたのですから、氣の早い米人は、「對樞軸斷交を主眼とする革命が勃發した」と早合點し、また多少中南米外交史に通じた者は、「米國政府の後援する革命」と苦笑しましたが、次第に事態が判明し、

ラウソン將軍の聲明の通り、革命の目的は、「政界軍部の廢除除去」といふ内政關係であつて、外交政策の急變もな

いことが判明して來ました。そこで米國の指導する米洲外交團も協議の末、「新政府承認問題は新憲法の正式通告を待つて決める」と發表し、米論壇も控目となりましたが、少くとも一般戦況が米英側に有利に進展してゐるのが、今回の革命に大きな影響を與へてゐると自己陶酔的な言辭を弄し、ニューヨーク・タイムスのやうな有力紙でさへ、「カスチーヨ大統領の中立政策に對する國民の反感が爆發した。國民感情は今後一層具現化しよう」と論じました。

ところが、その後前述の通りラミレス新政府となりましたが、新政府も米側の宣傳するやうなものではなく、極めて國家主義的なもので、就任式に際しての聲明でも、對外政策とし

ては、(イ)米洲諸國との友好關係を維持すべき傳統的政策的確證、(ロ)爾餘の諸國とは現在のところ中立政策維持(ハ)内政關係においては憲法に準據する共和政體の擁護を擧げ、政府の構成に關する絶對的自主權を主張して、如何なる外國よりの干渉をも斷乎排撃すべしと強調しました。

そこで再びニューヨーク・タイムスは、「亞細中立政策維持の闡明は、少くとも従來の親獨的中立から親米英的中立に移つたことを意味する」と減らず口を叩いてをりますが、いづれにせよ新政府の外交政策は、樞軸諸國においても十分注意を拂つて觀測してゐるところです。

残る問題は新政府の承認であり、尙す。かつて米國は、パナマ獨立に際し、尙早に承認して中南米諸國の非難を被ひ、その後も中南米諸國に利權と交換的に融資しては、革命で帳消しにされた

苦い經驗もあり、革命政府の承認問題には手を焼いて參りました。一九二三年に中米五ヶ國と革命政府不承認の條約を結んだりしたのもこのためです。

従つて今回の革命においても、他の中南米諸國の眼が光つてゐるわけで、新政府と何等かの既引きをやるのは困難であります。時日を遷延するうちに、南米諸國に次いで六月十日、盟邦獨伊の承認を見、帝國も新政府から正式に従來の友好關係を繼續したいといふ通牒に接したので、去る十一月、ラミレス政府承認の正式通告を發しましたが、米英も同じく十一月承認するに至りました。

### 銀行支拂の協定なつて 日獨の提携いよく緊密

以上述べました通り、米英側は反攻作戦の神經戦を試み、第三國の國內對立を利用し、中立國を懐柔、恫喝して火

中の栗を拾はさうと企てたり、戦後經營を説いて空手形を振出してゐます。これに反し帝國は、現實に共榮團の建設に邁進し、また一方、獨伊は、いはゆる歐洲要塞を強化しつゝあります。

が、日獨伊の緊密なる協力の事實は、着々と實現されてゐます。去る六月八日に成立調印をみた日獨銀行間支拂協定もその現はれの一つであります。すでに去る一月二十日、日獨兩國政府間に經濟協力に關する協定並びに附屬取極めが締結され、圓對ライヒスマルクの直接決済の方式が圓滑化するこ

とになりましたが、今回の協定は、右政府間の協定に基づき、横濱正金銀行とドイツ東亞銀行間で商議の結果、成立した支拂に關する具體的な銀行間の協定であります。去る一月二十日に成立した日佛印間支拂協定によつて、共榮團内はすべて圓決済となり、また日獨兩國政府間の經濟協定によつて兩國間

においても圓對ライヒスマルクの直接決済の新たな開かれ、共榮團の對圓外決済方式にも、これまで國際決済に獨占的な地位を占めてきたドル、ポンド等の敵性通貨の排除を期すもので、今回の銀行間の協定によつて、その細目が決められたわけでありました。

なほ、このやうにして日獨間の經濟協力は緊密の度を加へましたが、日伊間にも去る一月二十日に兩國間の經濟協力に關する協定が成立してゐることは、さきに發表があつた通りであります。日獨伊三國間には、作戦に關しても、文化に關しても、經濟に關しても、全部門において完全な提携が行はれてゐるわけでありました。

### お知らせ

今度の議會で明らかにされた企業整備の方針内容等について、次號に「問答」の形式で詳しく解説します。なほ連載中の「國家總動員計畫」問答は都合によつて本號は休載致しました。

6月追加 貯蓄債券 當籤番號表(其ノ一)

支拂開始期 7月1日

支拂場所 日本勸業銀行本支店、出張所、代理店及委託店

全買取手続開始期 7月1日

(各証券中入札、開封、開籤、開籤)

昭和十八年6月 大藏省・日本勸業銀行

1367	2285	3149	18970	18020	22360	27054	31114	35947	40851	44624	32794	37453	42664	48187	53982	59962	66044	72334	78834	85544	92464	99504	106664	113944	121344	128864	136504	144264	152144	160144	168264	176504	184864	193344	201944	210664	219504	228464	237544	246744	256064	265504	275064	284744	294544	304464	314504	324664	334944	345344	355864	366504	377264	388144	399144	410264	421504	432864	444344	455944	467664	479504	491464	503544	515744	528064	540504	553064	565744	578544	591464	604504	617664	630944	644344	657864	671504	685264	699144	713144	727264	741504	755864	770344	784944	799664	814504	829504	844664	859944	875344	890864	906504	922344	938264	954344	970544	986944	100344	102004	103664	105344	107044	108764	110504	112264	114044	115844	117664	119504	121364	123244	125144	127064	129004	130964	132944	134944	136964	139004	141064	143144	145244	147364	149504	151664	153844	156044	158264	160504	162764	165044	167344	169644	171964	174304	176664	179044	181444	183844	186264	188704	191144	193604	196064	198544	201044	203544	206064	208604	211164	213744	216344	218964	221604	224264	226944	229644	232364	235104	237864	240644	243444	246264	249104	251964	254844	257744	260664	263604	266564	269544	272544	275564	278604	281664	284744	287844	290964	294104	297264	300444	303644	306864	310104	313364	316644	319944	323264	326604	329964	333344	336744	340164	343604	347064	350544	354044	357564	361104	364664	368244	371844	375464	379104	382764	386444	390144	393864	397604	401364	405144	408944	412764	416604	420464	424344	428244	432164	436104	440064	444044	448044	452064	456104	460164	464244	468344	472464	476604	480764	484944	489144	493364	497604	501864	506144	510444	514744	519064	523404	527764	532144	536544	540964	545404	549864	554344	558844	563364	567904	572464	577044	581644	586264	590904	595564	600244	604944	609664	614404	619164	623944	628744	633564	638404	643264	648144	653044	657964	662904	667864	672844	677844	682864	687904	692964	698044	703144	708264	713404	718564	723744	728944	734164	739404	744664	749944	755244	760564	765904	771264	776644	782044	787464	792904	798364	803844	809344	814864	820404	825964	831544	837144	842764	848404	854064	859744	865444	871164	876904	882664	888444	894244	900064	905904	911764	917644	923544	929464	935404	941364	947344	953344	959364	965404	971464	977544	983644	989764	995904	100204	100814	101426	102040	102654	103270	103886	104502	105118	105734	106350	106966	107582	108198	108814	109430	110046	110662	111278	111894	112510	113126	113742	114358	114974	115590	116206	116822	117438	118054	118670	119286	119902	120518	121134	121750	122366	122982	123598	124214	124830	125446	126062	126678	127294	127910	128526	129142	129758	130374	130990	131606	132222	132838	133454	134070	134686	135302	135918	136534	137150	137766	138382	138998	139614	140230	140846	141462	142078	142694	143310	143926	144542	145158	145774	146390	147006	147622	148238	148854	149470	150086	150702	151318	151934	152550	153166	153782	154398	155014	155630	156246	156862	157478	158094	158710	159326	159942	160558	161174	161790	162406	163022	163638	164254	164870	165486	166102	166718	167334	167950	168566	169182	169798	170414	171030	171646	172262	172878	173494	174110	174726	175342	175958	176574	177190	177806	178422	179038	179654	180270	180886	181502	182118	182734	183350	183966	184582	185198	185814	186430	187046	187662	188278	188894	189510	190126	190742	191358	191974	192590	193206	193822	194438	195054	195670	196286	196902	197518	198134	198750	199366	200000
------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

### 通風塔

米英學生との空の決戦

六月二日號の週報で「商軍備學生の手に」を讀んで、全國の學生がどんなに奮起したことでせうか。

今や敵米英は航空機に全力を注ぎ、學生を短期で養成し、第一線にどしどし送つてゐるとのことです。

彼等も民主主義の擁護と自己の名譽のために、死物狂ひになつて戦ひを挑んでくるのは必定です。

私達學生がこの挑戦を黙視出来ませうか、黙して出来ません。

今、すぐにも飛び立つて、敵學生に精當りを加へ、彼等のすべてを滅滅する意氣と信念に燃えてゐます。

が卒業の日までは、眞に皇國の國體觀念に徹し、自己を研鑽して業を勵み、科學

にも侵襲し、敵米英の學生を凌駕する一方、擊つて止まむの烈々たる敵愾心を堅持し、いよいよ空の決戦場に臨んで、皇國の體面を潰なく發奮して、徹底的に敵米英學生を撃滅するものであります。

(東京市立第四中學校 西内隆行)

軍旗を擁護する心

軍旗を擁護して南海漂流三十一日間の新新聞記事を見てその偉大な責任感に、感然として杯苦のほどに達するまでは、必成するまでは、どんな苦難も征服する強い忍耐力には、更に強烈なる決意の要を教へられました。

忍耐さうです。この忍耐力こそ、現下直面する戰爭に最も大切な國民の心構へです。戦地の心を心として送る日常に何の不平がありません。

元帥の死を、アツツの玉碎を知つたときのあの感激

を生かし、各自軍旗を擁護する勇士の心を心とし、勝利を得るまでは、必ず必ず、日本國民最後の一人となるまで、頑張りませう。やり遂げませう。

(久留米市 野口光子)

母子保健は老人から

五月五日號の週報で「母子保健の十則」を拜讀しまして、日本の將來を双肩に擔つて立つ立派な國民を一人でも多く育てなければと、つくづく感じました。

あの十則にも、特に婆養に注意が肝要であり、しかも家族の、特に老人の方々の理解が必要である旨が書かれてありますが、この言葉を妊婦から老人に向つては言へるものでないと思ひます。

お寺で説教の後でも、婦人常會でも結構、たゞ同輩板で廻すだけでなく、機會ある毎に、出来るだけ口頭で老人達に傳へて戴きたいと存じます。(貝 秋子)

注意	御	所込申	價	定	昭	週
▲本誌より轉載の場合は必ず、週報何何何何と轉載の旨を明記し、その轉載料を週報編輯部へ送付して下さい。	▲本誌記事の結核菌は即座に消毒して下さい。	▲掲載記事に對する御希望を週報に願ひの御意見を週報編輯部へ送付して下さい。	▲本誌を他へ贈送する場合は必ず、一部一冊を市受け下さい。	▲特大號の場合は其の都府縣別料金より別部を市受け下さい。	昭和十八年六月二十三日發行	報
一部	五錢(送料一錢)	全國各地官報販賣所	書店・新聞店・驛賣店	東京市 印刷局	東京市 印刷局	東京市 印刷局

露光量違により重複撮影







情 報 局 編 輯

# 週 報

六 月 三 十 日 號

特 輯

## 戦力増強企業整備の全貌

儼たり 帝國聯合艦隊  
戦争生活例隣組の生活刷新  
決戦即應の旅客輸送

350 號

昭和十八年十月一日第三種郵便物認可  
昭和十八年六月三十日發  
行 (毎週一、水曜日發行)

週

週報は民翼の道しるべ

## 郵便局で扱つてみる

### 便利な

### 積立貯金

毎月郵便局からお宅へ集金に伺ふ至極便利な貯金で、百圓とか千圓とかいふ目標額を先づきめて、毎月一定のお金を積立てるのです。  
目標額は 五百圓、二百圓、三百圓の五種  
掛金は 一圓、二圓、三圓、五圓の七種  
積立年月は最短二年から七年四ヶ月の間いろいろあります。が、知らずくの間貯金がふえて行く面白さを味はつて下さい。

### 有利な

### 定期貯金

定つたお金(二十圓、五十圓、百圓、二百圓、三百圓、五百圓)を預けて置くと、半年毎の複利計算で非常に有利な利子がつく貯金です。一年以上たてばいつでも拂戻し出来ますが、こんなに有利ならもつと永く預けておきたいといふ場合は、十年までそのまゝにしておくことが出来ます。永くおけばおほくほど一層有利なことは言ふまでもありません。(利廻りは二分八厘六毛から四分強になります)

## 貯金をご存知ですか

報

昭和十八年十月一日第三種郵便物認可  
昭和十八年六月三十日發  
行 (毎週一、水曜日發行)

内閣印刷局印刷發行

(判LA5)格規定回はさき大の書本)